

営業保証金の取り戻しについて

手続

1 廃業等届出書提出（期間満了で失効の場合は不要。2から手続）

廃業届を提出します。

- ・提出書類：廃業等届出書、宅地建物取引業者免許証原本 等
提出先：免許庁（各関係県民局・県民センター）
※兵庫県本店大臣免許については兵庫県庁土地対策室で受け付けます。
- ・受取書類：提出の際には必ず受付印を押した控えをもらってください。

2 官報登載申込み（官報販売所）

官報に公告を掲載する申込みを行います。

申込先：兵庫県官報販売所

申込料：有料

申込書に記入する事項

商号、免許証番号、代表者氏名、事務所所在地、営業保証金の額、
免許庁名、掲載者住所氏名

3 官報登載

官報登載申込みをしてから2～3週間後に官報に公告されます。

公告掲載紙は掲載者に郵送されます。

4 公告届出書提出（兵庫県庁）

官報に公告したことを届け出ます。（掲載後）

- ・提出書類：営業保証金取り戻し公告届（2枚）（正・控え）
公告が掲載された官報（原本）と公告面の写し
供託書（営業保証）（原本）と写し
廃業届（控え）の写し（期間満了の場合は不要）
※各原本は原本照合の後に返却します。
- ・受取書類：営業保証取り戻し公告届の控え（受付印のあるもの）
（営業保証金取戻しに関する証明書等交付請求書）の用紙
- ・提出先：兵庫県県土整備部まちづくり局土地対策室

※ 法人で、合併等により、商号変更があった場合等は、閉鎖登記簿等で別途確認させていただく場合もあります。

5 営業保証金取戻し証明書交付申請 (兵庫県庁)

営業保証金取戻し証明書を請求します。

官報掲載日から6か月以降に申請することができます。

- ・提出書類：営業保証金取戻しに関する証明書等交付請求書
公告が掲載された官報（原本）と公告面の写し
供託書（原本）と写し
廃業届（控え）の写し
公告届（受付印のあるもの）の写し

・受取書類：営業保証金取戻し証明書（兵庫県知事印）

・提出先：兵庫県県土整備部まちづくり局土地対策室

※ 来所いただく際には、事前にご一報願います。なお、ご本人以外の方がお越しになる際には、委任状等をご持参ください。

※ 証明書の発行には数日かかります。郵送対応等をご希望の場合は、返信用封筒のご用意をお願いします。また、後日、証明書の直接交付をご希望の場合は、運転免許証等によりご本人様確認をさせていただきます。

6 営業保証金の取戻し (法務局)

営業保証金を取り戻します。

主に必要なもの：営業保証取戻し証明書（債権の申出のない証明書）
供託書の原本

- ・法人の場合 会社の印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）
会社の資格証明書（発行後3か月以内のもの）
会社の実印
- ・個人の場合 個人の印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）
個人の実印

供託している法務局で手続きができます。

手数料は不要です。（詳細は供託法務局でお尋ねください。）

問合せ先

1、4、5の手続については 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県県土整備部まちづくり局土地対策室
TEL 078-341-7711（内線4724）

2、3の手続については、 兵庫県官報販売所
〒650-0012 神戸市中央区北長狭通5-4-3
TEL 078-341-0637

6の手続については 供託をしている法務局本局、各支局

様式第5号（第12条関係）

営業保証金取戻し公告届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者

住 所

氏 名

宅地建物取引業法第30条第1項の規定により営業保証金取戻しのため添付官報のとおり公告しましたので、宅地建物取引業者営業保証金規則第7条第3項の規定により届け出ます。

営業保証金取戻しに関する証明書
等交付請求書

年 月 日

兵 庫 県 知 事 様

請 求 者

住 所

氏 名

電 話 () -

電子メール

月 日に届け出たとおり営業保証金取戻しのため官報に公告をし、当該公告に
定めた期間を経過しましたので、下記のことについて、宅地建物取引業者営業保証金規
則第8条の規定により証明書等の交付を請求します。

記

- 1 債権の申出書の提出がなかったときは、その旨の証明
- 2 債権の申出書の提出があったときは、当該申出書各1通及び申出に係る債権の総額
に関する証明